



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…二
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…三
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…四
  - 海岸保全区域の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…五
  - 海岸保全区域の海岸管理者……………（同）…八
- 告 示（海区漁調）
- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限……………一〇
  - 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……………一〇
  - 東京海区におけるいか釣漁業の制限……………二二
- 公 告
- 優良映画等の推奨……………
  - ……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…二
  - ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二

告示

●東京都告示第七百一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

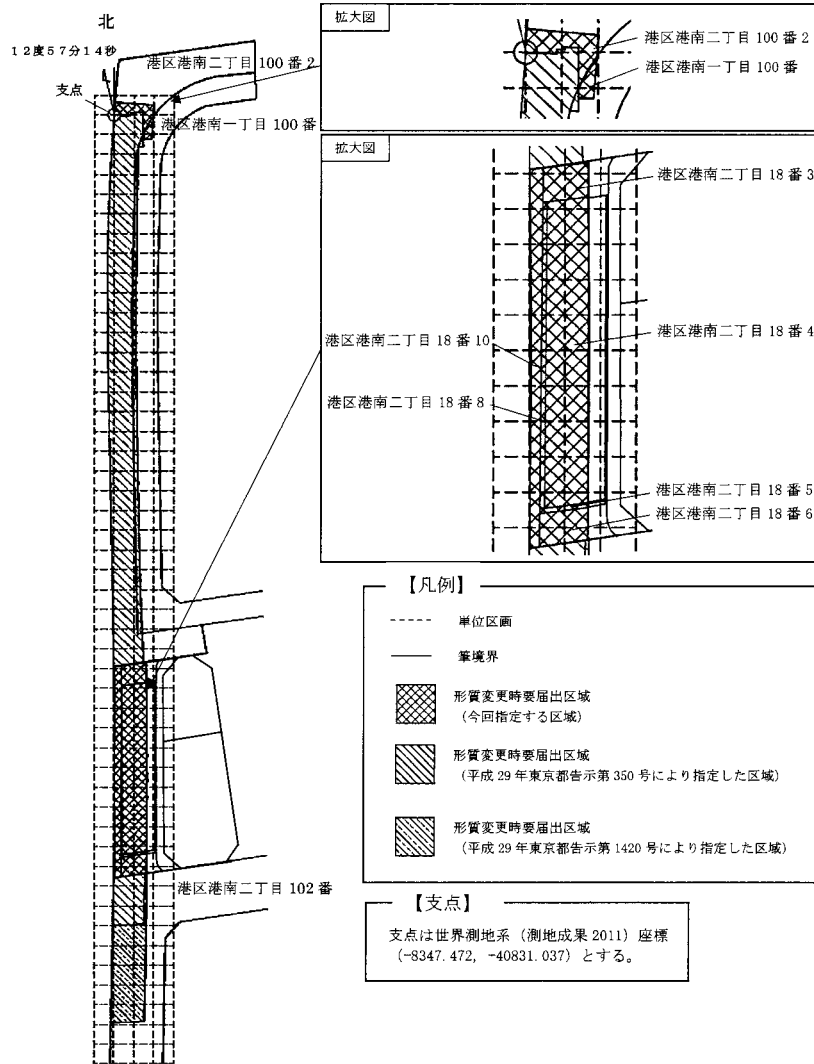
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区港南一丁目及び港南二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第九号に該当する。

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

正 誤

○平成三十年十月三十一日付交通局規程第三十一号……………三

別図



【格子の回転角度（12度57分14秒）】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百二二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百七十八号及び平成三十年東京都告示第八百四十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区勝どき四丁目地内）

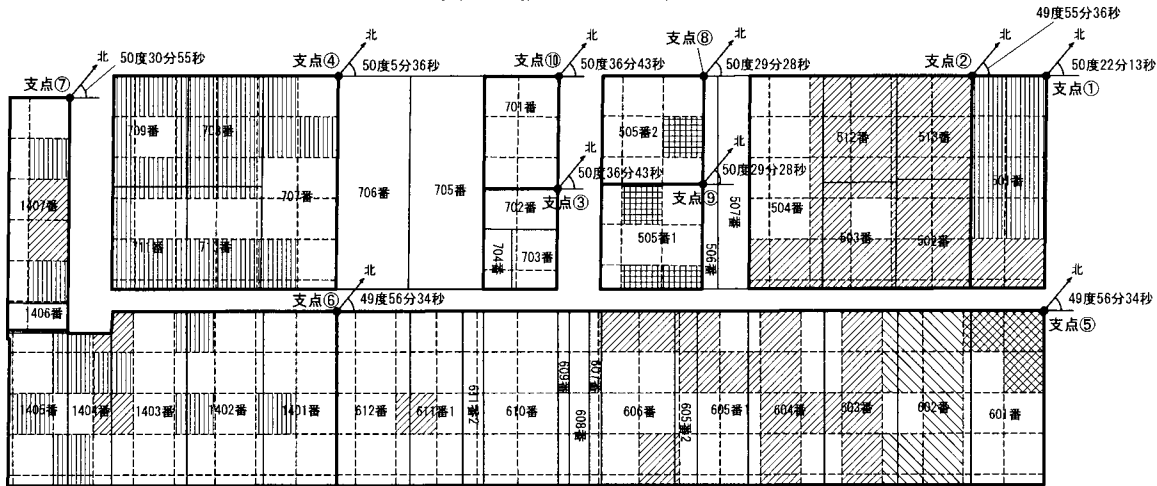
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

中央区勝どき四丁目



- 【凡例】**
- : 単位区画
  - : 筆境界
  - : 調査対象地
  - ▨: 指定を解除する区域
  - ▨: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1016号により指定した区域)
  - ▨: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第344号により指定した区域)
  - ▨: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第778号により指定した区域)
  - ▨: 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1681号により指定した区域)

- 【支点】**
- 支点①は、中央区勝どき四丁目501番の最北端とする。
  - 支点②は、中央区勝どき四丁目513番の最北端とする。
  - 支点③は、中央区勝どき四丁目702番の最北端とする。
  - 支点④は、中央区勝どき四丁目707番の最北端とする。
  - 支点⑤は、中央区勝どき四丁目601番の最北端とする。
  - 支点⑥は、中央区勝どき四丁目1401番の最北端とする。
  - 支点⑦は、中央区勝どき四丁目1407番の最北端とする。
  - 支点⑧は、中央区勝どき四丁目505番2の最北端とする。
  - 支点⑨は、中央区勝どき四丁目505番1の最北端とする。
  - 支点⑩は、中央区勝どき四丁目701番の最北端とする。

- 【格子の回転角度】**
- 支点① 50度22分13秒
  - 支点② 49度55分36秒
  - 支点③ 50度36分43秒
  - 支点④ 50度 5分36秒
  - 支点⑤ 49度56分34秒
  - 支点⑥ 49度56分34秒
  - 支点⑦ 50度30分55秒
  - 支点⑧ 50度29分28秒
  - 支点⑨ 50度29分28秒
  - 支点⑩ 50度36分43秒
- 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第八百四十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

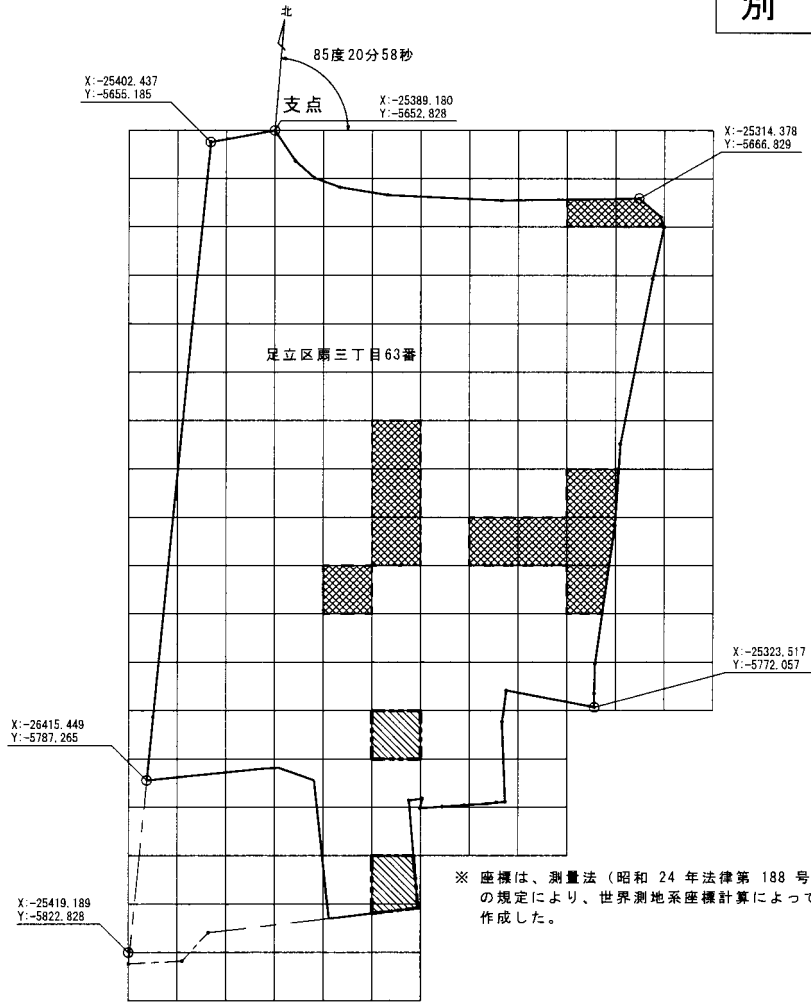
一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区扇三丁目 地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】  
 支点は、足立区扇三丁目63番の最北端とする。

【格子の回転角度：85度20分58秒】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】  
 — 単位区画  
 — 敷地境界  
 - - - 藩境界  
 [斜線] 指定を解除する区域  
 [点線] 形質変更時要届出区域  
 (平成30年東京都告示第211号で指定した区域)

●東京都告示第七百四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

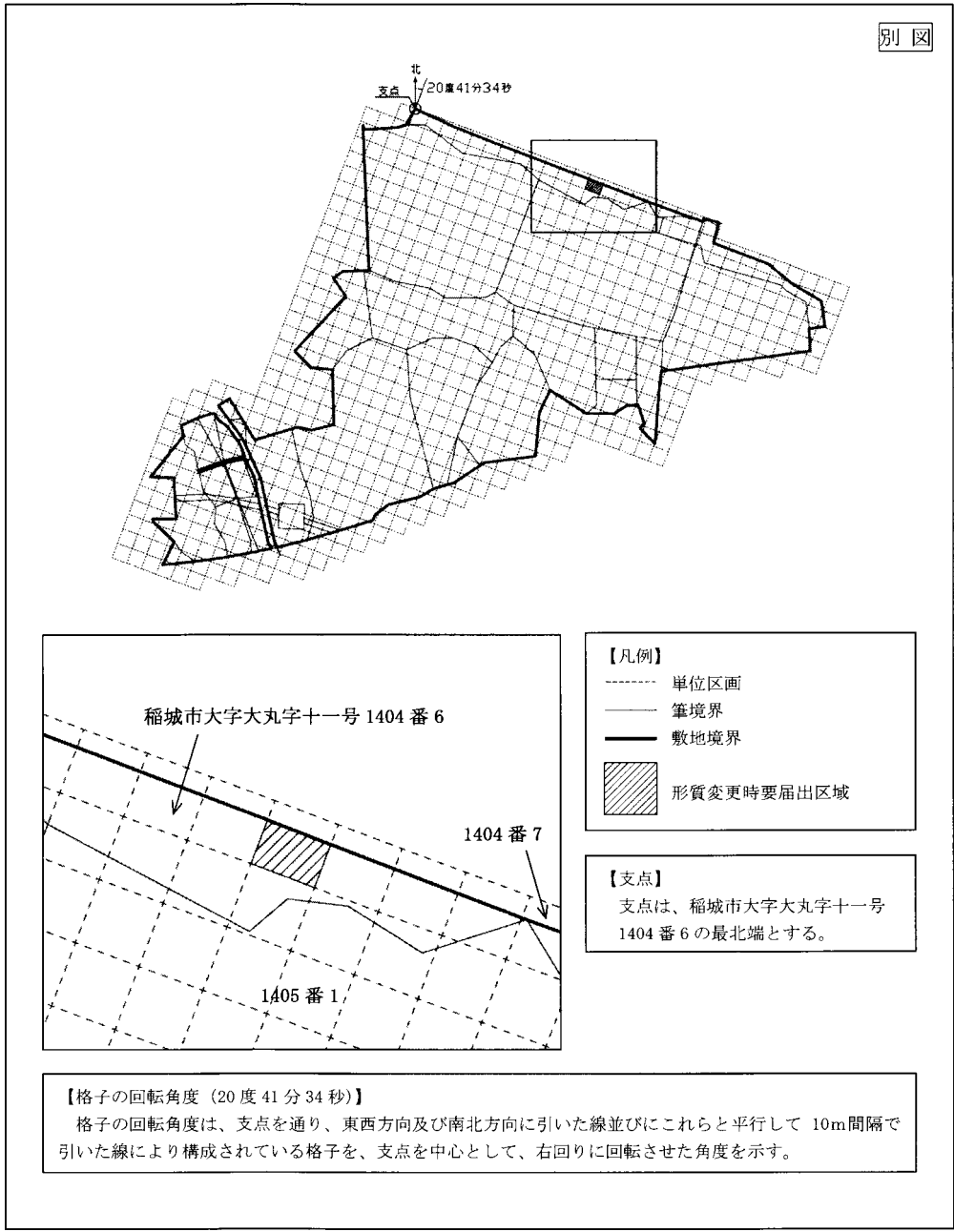
平成三十年十二月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(稲城市大字大丸地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七百五号

平成二十五年東京都告示第千八百十号(海岸保全区域の変更指定)により指定した月島南部その一地先海岸に係る海岸保全区域について、海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり変更する。

なお、この関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

東京都知事 小池百合子

一 海岸名

(沿岸) 東京湾(海岸) 東京港

(地区海岸) 中央地区(地先海岸) 月島南部その一

二 変更後の海岸保全区域

基点一から基点二十八までを順次直線で結んだ線及び

基点二十八と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一 中央区勝どき六丁目朝潮水門の月島南部その一基点びよう(北緯三十五度三十九分

六・四六八七秒、東経百三十九度四十六分三十一・〇九二〇秒)から真北二十二度三十八分三十七秒八十二・五一七メートルの地点

基点二 基点一から百四十度十六分四十六秒二十五・〇〇〇メートルの地点

基点三 基点二から二百三十度二十七分三十九秒三百三十五・五二九メートルの地点

基点四 基点三から三百二十度三十五分十四秒四十四・五七一メートルの地点

基点五 基点四から二百三十度四十分十一秒五・六九〇メートルの地点

基点六

基点五から三百二十度四十四分十六秒七十四・九七一メートルの地点

基点七

基点六から二百三十度五十五分五十三秒十五・八四一メートルの地点

基点八

基点七から三百十八度四十八分四十六秒五・九六六メートルの地点

基点九

基点八から二百三十度二十二分四十五秒十五・五六一メートルの地点

基点十

基点九から三百二十度三十六分七秒四百十三・〇三二メートルの地点

基点十一

基点十から五十度五十一分三十一秒五十二・三〇一メートルの地点

基点十二

基点十一から三百二十度二十九分二十七秒二十八・九一五メートルの地点

基点十三

基点十二から五十度三十五分十一秒百六十二・二三九メートルの地点

基点十四

基点十三から百四十度十九分二十一秒二十一・九九一メートルの地点

基点十五

基点十四から五十度十九分二十三秒百五十七・三四三メートルの地点

基点十六

基点十五から百四十度十九分二十三秒二十四・七七七メートルの地点

基点十七

基点十六から二百三十度十九分二十九秒百六十七・六〇一メートルの地点

基点十八

基点十七から百四十度二十四分四十八秒十七・九六六メートルの地点

基点十九

基点十八から二百三十度五十三分三十三秒百五十四・〇〇三メートルの地点

基点二十

基点十九から三百二十度二十八分五十三秒十・二三一メートルの地点

基点二十一

基点二十から二百二十九度三十七分四十二秒二十・四三六メートルの地点

五十九・一五八メートルの地点

基点二十三

基点二十二から五十度二十二分三十三秒十四・六三四メートルの地点

基点二十四

基点二十三から百三十八度四十八分三十二秒六・二四八メートルの地点

基点二十五

基点二十四から五十度五十六分六秒十六・八三〇メートルの地点

基点二十六

基点二十五から百四十度四十四分十五秒七十四・八三二メートルの地点

基点二十七

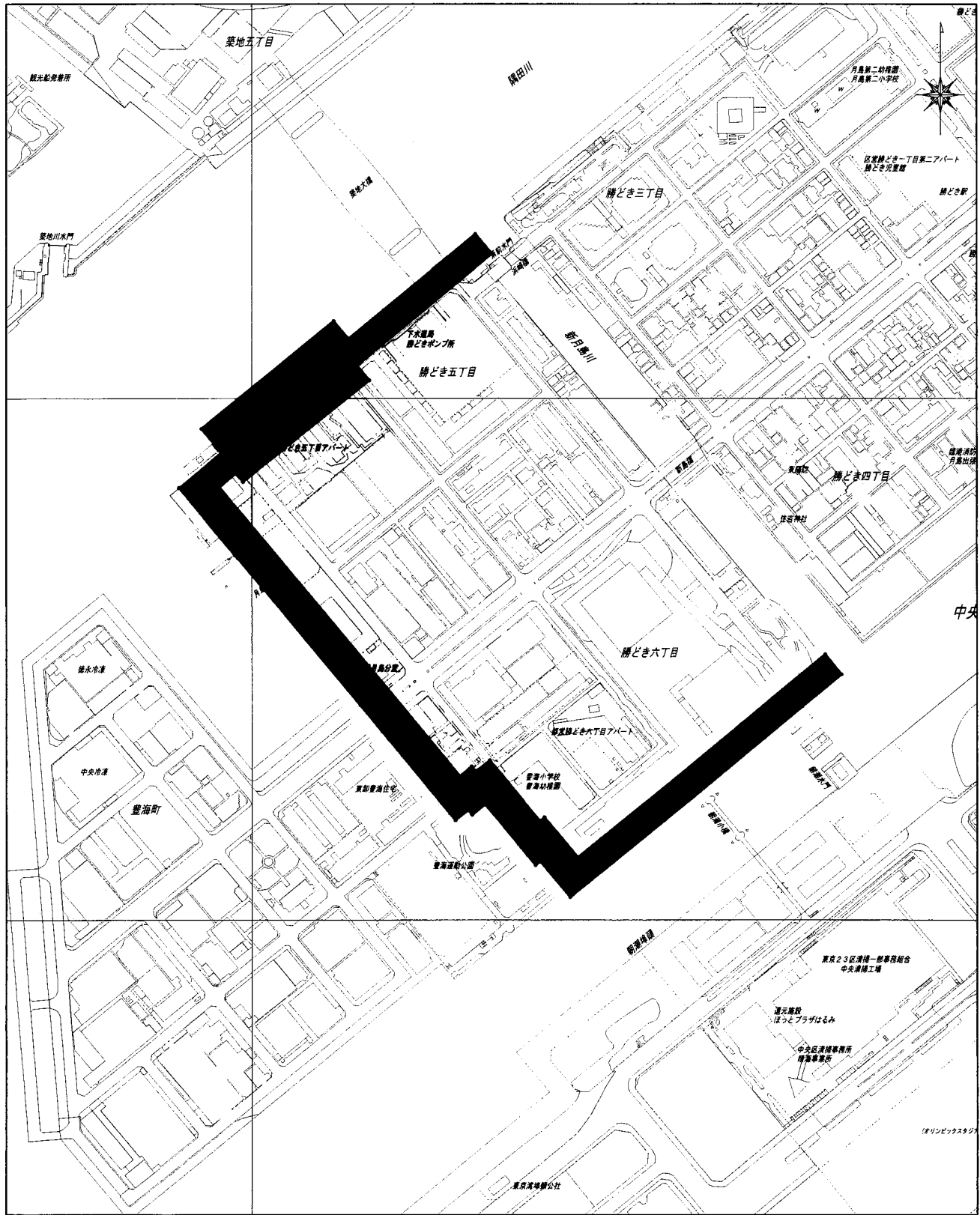
基点二十六から五十度三十九分四十秒五・六一三メートルの地点

基点二十八

基点二十七から百四十度三十五分二十二秒四十九・五七七メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり

# 海岸保全区域略図



**海岸保全区域**

●東京都告示第七百六号

平成三十年東京都告示第七百五号により変更した東京  
港海岸保全区域の一部について、海岸法(昭和三十一年法  
律第一百一号)第五条第四項に規定する協議が成立したので、  
同条第八項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 海岸管理者 東京港港湾管理者の長

二 区域

基点一から基点八までを順次直線で結んだ線及び基点  
八と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一 中央区勝どき六丁目朝潮水門の月島南部そ  
の一基点びょう(北緯三十五度三十九分十  
六・四六八七秒、東経百三十九度四十六分  
三十一・〇九二〇秒)から真北二百九十六  
度三十三分五十秒六百四・〇二三メートル  
の地点

基点二 基点一から三百二十度二十九分二十七秒二  
十八・九一五メートルの地点

基点三 基点二から五十度三十五分十一秒百六十二  
・二三九メートルの地点

基点四 基点三から百四十度十九分二十一秒二十一  
・九九一メートルの地点

基点五 基点四から二百三十度十五分四十三秒三十  
五・三〇五メートルの地点

基点六 基点五から百四十度二十四分五十二秒十七  
・七一六メートルの地点

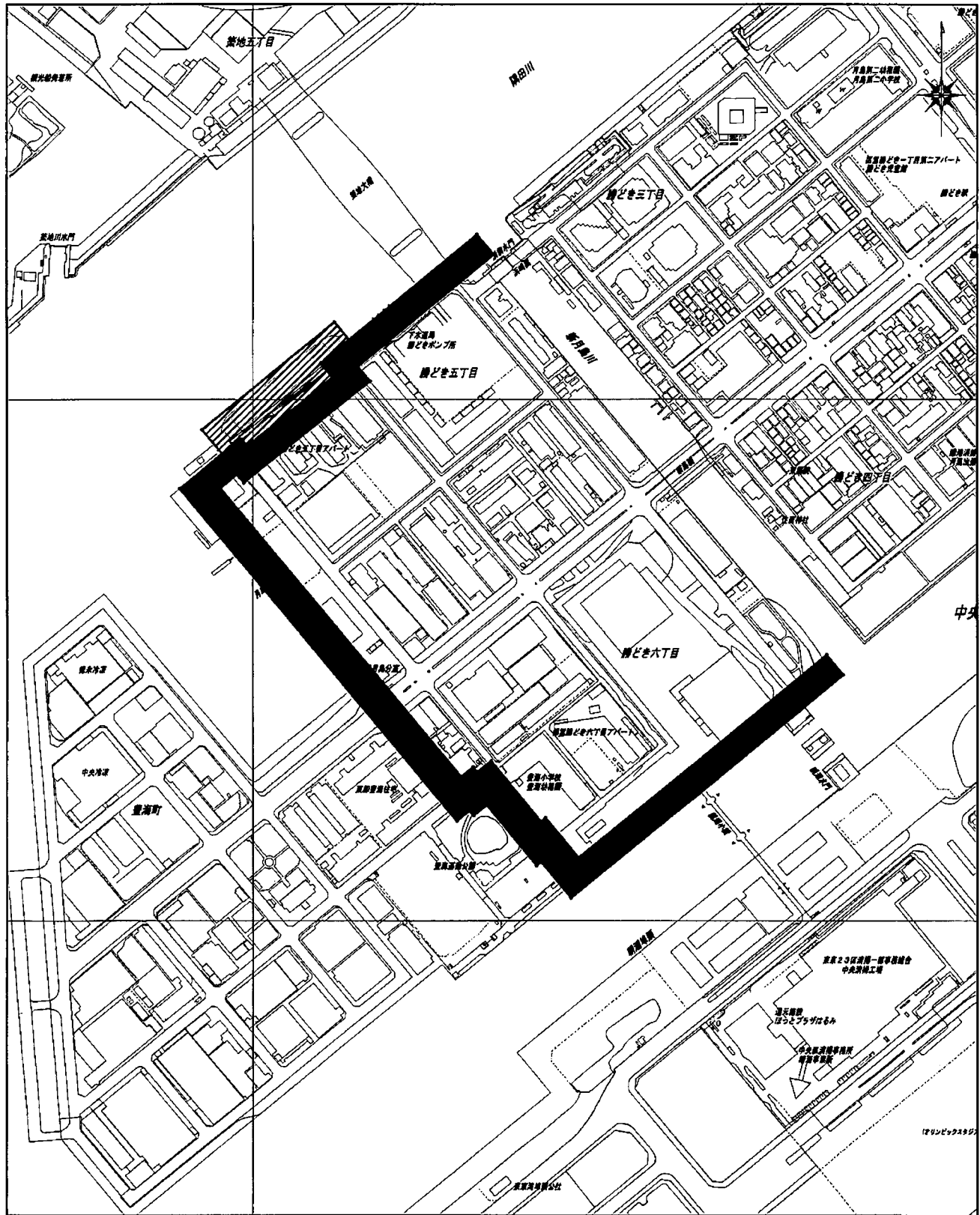
基点七 基点六から二百三十度五十二分五十八秒百  
三・九九〇メートルの地点

基点八 基点七から三百二十度三十四分十八秒八・  
四七六メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり



# 海岸保全区域略図



	海岸保全区域
	当該海岸保全区域

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第九号

東京海区におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。)による水産動物の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十年十二月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

(承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

(一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと

(二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであつて、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。

(三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるも

の

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行つてはならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 平成三十一年二月一日から同年六月三十日まで及び平成三十二年一月一日から同月三十一日まで(ただし、

三宅島周辺海域にあつては、平成三十一年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、平成三十一年二月一日から平成三十二年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびう

おをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十年十二月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、

この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十一年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十一号

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十年十二月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業

(二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業

(三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業

(四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(五) 平成三十一年九月一日から平成三十二年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五十トン未満の船舶の操業を除く。)

(承認操業)

二 総トン数五十トン以上三十トン未満の船舶を使用しての漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 二百隻

神奈川県 三十隻

千葉県 二十五隻

静岡県 九十隻

その他の県 二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十一年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十一年二月一日から平成三十二年一月三十一日までとする。

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成三十年十二月十八日

東京都知事 小池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四五六 映画 ねことじい 「ねことじい」に育成する上で有益であると認める。

ちゃん いちゃん 製作委員会

四五七 映画 そらのレス 『そらのレストラン』 同右

トラン ストラン 製作委員会

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

東村山市廻田町四丁目十四番  
西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

東村山市恩多町三丁目二十二  
番一及び同番三の各一部、同  
番三十四、同番三十六の一部、  
同番三十七から同番三十九ま  
で、同番四十五の一部、同番  
四十六並びに同番四十七

同右

稲城市大字大丸字三号二百七  
十七番一、二百七十八番一、  
同番二、同番六及び二百八十  
六番二の一部  
稲城市大丸八百七十六番地  
吉野 恵子

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ノジマ青梅インター店

二 店舗所在地 青梅市新町六丁目十六番十一ほか

三 設置者名 株式会社ノジマ

四 意見

ア 聴取者 青梅市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年十一月三十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成三十年十二月十八日から平成三十一年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業

二 店舗所在地

小金井市本町六丁目千九百十番ほか

三 設置者名

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合

四 意見

ア 聴取者 小金井市長  
イ 概要 意見なし

ウ 収受日

平成三十年十一月三十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成三十年十二月十八日から平成三十一年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

第一ひばりが丘ビル

二 店舗所在地

西東京市住吉町三丁目九番八号

三 設置者名

三菱UFJ信託銀行株式会社

四 意見

ア 聴取者 西東京市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年十一月三十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成三十年十二月十八日から平成三十一年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成三十年十月三十一日付交通局規程第三十一号

ページ一段一行一 誤 一 正

増刊103

五 上

後から 五 当該を「これ

ら 」、「し、これら

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 一箇月 三〇円

六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001